

自治基本条例とは何か

市民・議会・行政の“行動と関係性”を変える仕組み



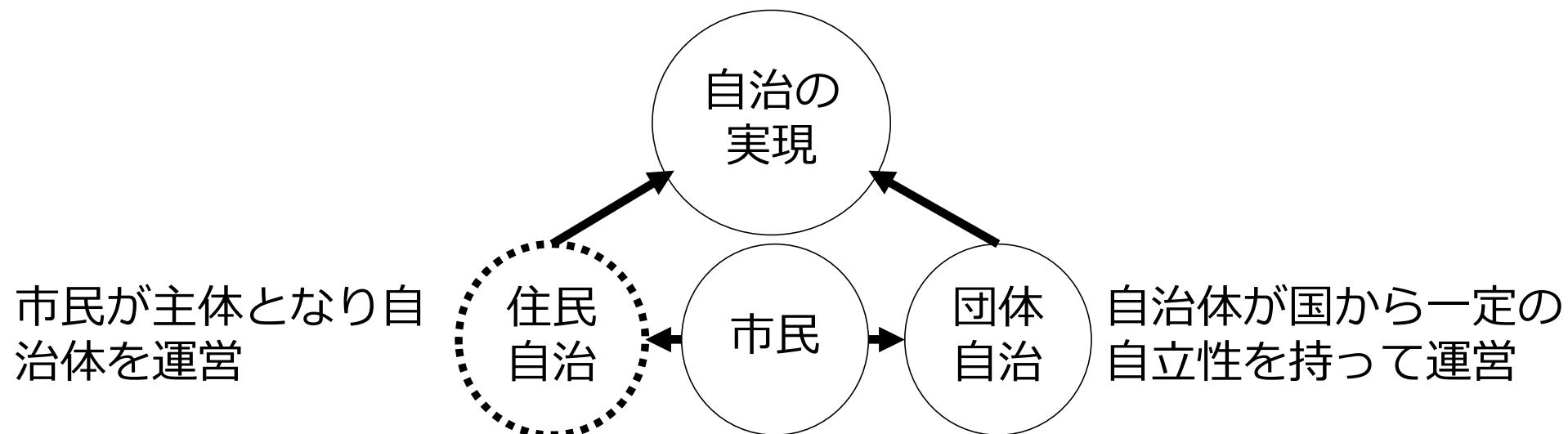
名誉教授・シニアプロフェッサー
齋藤友之

自治とは何か

自治とは、自分たちのまちのことを、自分たちで考え決めること。

地方自治の本旨 = 住民自治 + 団体自治

(憲法第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。)



我々の自治権は十分か

住民意思の反映方法があるか
政治とのズレの解消方法があるか
住民が意思決定できるか



決定権の欠落 = ドーナツ型の地方自治



自治基本条例への期待

「人民は自由だと思っているが、それは大まちがいだ。彼らが自由なのは、議員を選挙する間だけのこと、議員が選ばれるやいなし……人民はドレイとなり、無に帰してしまう。」
ルソー『社会契約論』岩波文庫、133ページ。

自治基本条例とは何か… 1 意味合い

- ・自治体運営の基本的事項を定める最上位の条例
(理念と生活をつなぎ、市民、議会、行政の間に共感を創造するための規範)
- ・条例の内容は主に以下の3つを明確化
 - ロール（役割）：自治体の目指すべき自治の姿やまちづくりを理念的に明示
 - ルール（制度）：自治やまちづくりに関わる主体の位置づけや責務や行政、議会との関係、その他との関係を明確化
 - ツール（手段）：自治やまちづくりの住民の参加方式や手続き、具体的な政策分野に係る指針を提示

自治基本条例とは何か… 2 一般的な内容

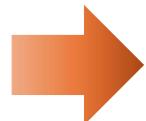
1. 基本理念：市民と議会・行政が協働してまちをつくる
2. 市民の権利と責務：参加し、考え、意見を出す権利
3. 行政の責務：情報公開・説明責任・公正な行政運営
4. まちづくりの進め方：計画・予算・評価の透明性
5. 市民参加の仕組み：パブリックコメント、審議会、市民会議などへの参加方法や手続き
6. 条例の運用・見直し：市民と一緒に改善していく仕組み



本市の基本条例もほぼ同じ内容・構成で、理念を示し、住民自治の拡充に重点

自治基本条例の意義… 1 多様な価値

1. 自治の理念を明文化し、共有することの意義
2. 市民参加・情報公開などの“原則”を制度的に位置づける
3. 行政運営の透明性・説明責任を高める
4. 市民・議会・行政の関係を再定義する契機になる
5. 総合計画や個別条例の指針となる
6. 自治文化を形成する“長期的な投資（営み）”



本市でも、上記項目の全ての価値の実現を意図

自治基本条例の意義… 2 集約的な価値

自治基本条例は、民主主義のリテラシーを育てるツール

換言すると、

- ・まちのあり方を、市民が自ら問い合わせ直すための鏡
- ・市民・議会・行政との関係を再設計するための共通言語



理念を行動に転化するツール

●民主主義のリテラシー

民主主義を理解し、それを支える行動を取るための知識・思考力・態度の総体で、いわば、民主主義の仕組みを使いこなす力。

自治基本条例の効果… 1 前提

自治基本条例の特徴と限界

- ・自治基本条例は、「何をするか」よりも「どうあるべきか」を定める理念型の規範
- ・道路をつくる、補助金を出すといった直接的な効果がすぐ現れる即時的な効果を持たない。



漸進的効果

- ・理念は行為の基準・意思決定の枠組みを変えることで、中長期的に行政運営や政策形成に影響を及ぼす。

自治基本条例の効果… 2 発現過程

- 
- ①理解・共有…条例の理念（協働、市民参加、説明責任など）を、
市民・議員・職員が理解・共有
 - ②意識変化…行政任せから一緒に考えるへと意識が変化
 - ③行動変容…行政が市民参加や情報公開を“制度”として運用し始める
 - ④制度・文化定着…市民が制度を活用し、議会・行政も説明責任を前提とした意思決定を行う
 - ⑤結果…透明性・信頼性・市民満足度の向上、政策の質の向上
- 効果は「対立」より「共創」型の自治体運営へと「関係の質」を変化させる

自治基本条例の効果…3 発現内容

市民・議会・行政の関係の変化や新たな仕組みの導入によって、次の3つの効果が漸進的に表出

- ①制度的効果…市民参加・説明責任・情報公開などの制度化によって行政の透明性と説明責任が制度的に担保される状態となる。
→市民本位へと進展
- ②文化的効果…市民・議会・行政が「まちの運営を共に担う存在」として互いを認識する、文化変容が生まれる。
→共創による自治文化の深化
- ③実践的効果…市民や議会の経験知と行政の専門知が結合し、まちづくりの政策がより現実的かつ納得性をもつようになる。
→共感のある政策形成へと転換

効果が生まれる条件

(理念が「力」になる条件)

1. 理念の共有化が進むこと
(職員・議員・市民の三者の理解が深まる)
2. 理念が制度・計画・評価の基準に反映されること
(総合計画や審議会運営要綱にリンクする)
3. 理念を運用・検証する場が存在すること
(委員会の設置、点検報告書の発行など)
4. 理念を“日常の行政実務”に翻訳できる職員文化があること
(職員研修の徹底など)

結論

自治基本条例の効果とは、“理念が行動を変えること”

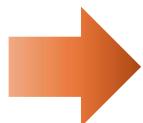
効果とは、条文によって何かが強制的に変わることではなく、理念が市民・議会・行政の意思決定行動と関係性を変えることで、まちの運営の仕方（ガバナンス）がわかりやすく、公正で、信頼できるものになること。



「理解」こそが効果の前提であり、理解が進むほど“見えない効果”が蓄積する条例である。

資料：県内自治体の導入状況

鳩山町 (H15.4.1)	川口市 (H21.4.1)	白岡町 (H23.10.1)
富士見市 (H16.4.1)	越谷市 (H21.9.1)	加須市 (H23.10.5)
草加市 (H16.10.1)	三郷市 (H21.10.1)	久喜市 (H24.4.1)
秩父市 (H17.5.24)	春日部市 (H22.4.1)	鴻巣市 (H24.10.1)
新座市 (H18.11.1)	羽生市 (H22.4.1)	ふじみ野市 (H26.6.26)
熊谷市 (H19.10.1)	北本市 (H22.4.1)	戸田市 (H26.7.1)
美里町 (H19.10.1)	所沢市 (H23.7.1)	杉戸町 (H27.7.1)
宮代町 (H20.4.1)	八潮市 (H23.7.1)	東秩父村 (H31.4.1)



県内24/63団体(38%)

全国で409団体 (2024年4月1日現在)

出所：一般財団法人地方自治研究機構

<https://koukyou-seisaku.com/image/2024.4.1jitigikaisekoujyoukyou.pdf>

資料：憲法の制限・構成機能の援用

